

次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定によって公告する。

なお、本件は広島県の電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して入札を行う電子入札案件であり、入札参加希望書の提出及び入札に関する手続については、広島県電子入札実施要領（以下「電子要領」という。）に従って行わなければならない（電子要領が特に定める例外の場合を除く。）。

入札者は1から10までの個別事項ほか別記「一般競争入札（事前審査型）公告共通事項」（以下「共通事項」という。）に従う必要がある。

令和3年8月2日

広島県東部総務事務所長 桜 井 勝 広
(広島県東部建設事務所)

県一般3第17号

1 発注内容等

(1) 工事名

福山沼隈線 道路改良工事（R3-7工区）

(2) 工事場所

福山市草戸町

(3) 工事概要

鋼8径間 連続合成少数鉸桁橋 橋長 L=329.0m

鋼6径間 + 鋼4径間 連続非合成鉸桁橋 橋長 L=301.0m

鋼5径間 + 鋼4径間 連続非合成鉸桁橋 橋長 L=297.0m

(4) 工期（予定）

令和3年12月定例広島県議会の議決の翌日から令和6年3月29日まで（約27か月）

(5) 予定価格

当該工事の契約締結（広島県議会の議決）後に公表

(6) 落札者の決定方法

低入札価格調査制度対象（建設工事における低入札価格調査制度事務取扱要綱による。）

総合評価落札方式適用（別記「総合評価落札方式に関する事項」による。）

(7) 入札保証金

納付（7及び共通事項21「建設工事の入札保証金について」による。）

(8) 契約保証金

納付（共通事項20「契約保証金の納付について」による。）

(9) 契約後V E

対象（共通事項17「契約後V E対象工事における取扱い」による。）

(10) 契約担当職員

広島県東部建設事務所長 蒲 原 幹 生

2 入札参加資格等

本件は、特定建設工事共同企業体の構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式とする。

特定建設工事共同企業体は次の要件を満たす3者で結成するものとし、格付けの組合せはA・A・A又はA・A・Bとする。代表者は、より大きな施工能力を有する者とする。また、構成員の出資比率の最小限度は20パーセント以上とし、代表者の出資比率は構成員中で最大とする。いずれの構成員も、本件工事において他の特定建設工事共同企業体の構成員となることができない。

代表者は入札参加希望書等の提出の際に、特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書をあわせて提出すること。

(1) 代表者（構成員その1）

共通事項4(2)に掲げる要件のほか、次の要件を全て満たしていること。

ア 技術要件以外の要件

- (ア) 令和3・4年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は鋼橋上部工事
- (イ) (ア)で認定を受けている業種の格付けはA
- (ウ) (ア)の業種について年間平均完成工事高（(ア)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が23億円以上であること。
- (エ) 本件工事に係る設計業務等の受託者（復建調査設計株式会社、大日本コンサルタント株式会社）でないこと、又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。
- (オ) 本件工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に取り扱うことができるものとする。

イ 技術要件

平成18年4月1日から令和3年8月1日までの間に完成検査を受けている、最大支間長が35m以上の鋼連続鈹桁構造の道路橋を自社工場で製作し、架設した工事であるもの（公共工事等に限る。）の元請施工実績（特定共同企業体又は経常共同企業体としての実績の場合は、代表者としての施工実績で、かつ、出資比率20%以上のものに限る。）を有すること。ただし、鋼構造の道路橋の製作が可能な自社工場を国内に所有していることを要する。

ウ 配置予定技術者

次に掲げる要件を全て満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。ただし、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である

必要はない。また、架設にかかる監理技術者又は主任技術者については、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない（現地における架設工は令和4年9月1日以降を予定している。ただし、架設時期・実施工程については請負者が定め、工事の継続性・品質等に支障がないよう、適切に技術者を配置すること。）。

(ア) ア(ア)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級土木施工技士等）で監理技術者の資格を有する者であること。

(イ) イに掲げる工事において、元請負業者の監理技術者又は主任技術者等（現場代理人又は準じる技術者〔監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められる者〕を含む。）としての経験を有すること。（ただし、製作と架設を別の者を配置する時は、製作にかかる監理技術者又は主任技術者は製作した実績、架設にかかる監理技術者又は主任技術者は架設した実績を有すること。）。

(2) 代表者以外の構成員（構成員その2）

共通事項4(2)に掲げる要件のほか、次の要件を全て満たしていること。

ア 技術要件以外の要件

(ア) 令和3・4年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は鋼橋上部工事

(イ) (ア)で認定を受けている業種の格付けはA

(ウ) (ア)の業種について年間平均完成工事高（アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が23億円以上であること。

(エ) 本件工事に係る設計業務等の受託者（復建調査設計株式会社、大日本コンサルタント株式会社）でないこと、又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。

(オ) 本件工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に扱うことができるものとする。

イ 技術要件

平成18年4月1日から令和3年8月1日までの間に完成検査を受けている、鋼構造の道路橋を自社工場で製作し、架設した工事であるもの（公共工事等に限る。）。ただし、鋼構造の道路橋の製作が可能な自社工場を国内に所有していることを要する。

ウ 配置予定技術者

次に掲げる要件を満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。ただし、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である必要はない。また、架設にかかる監理技術者又は主任技術者については、工場製作のみが

行われている期間については専任を要しない（現地における架設工は令和4年9月1日以降を予定している。ただし、架設時期・実施工程については請負者が定め、工事の継続性・品質等に支障がないよう、適切に技術者を配置すること。）。

ア(ア)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者であること。

(3) 代表者以外の構成員（構成員その3）

共通事項4(2)に掲げる要件のほか、次の要件を全て満たしていること。

ア 技術要件以外の要件

(ア) 令和3・4年度広島県建設工事入札参加資格での認定業種は鋼橋上部工事

(イ) (ア)で認定を受けている業種の格付けはA又はB（格付けがBである者については、740点以上の総合数値を有する者に限る。）

(ロ) (ア)の業種について年間平均完成工事高（アの資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。）の構成員全員の総額が23億円以上であること。

(ハ) 本件工事に係る設計業務等の受託者（復建調査設計株式会社、大日本コンサルタント株式会社）でないこと、又は当該受託者と資本面及び人事面において関係を有さないこと。

(ニ) 本件工事に対応する建設業法の許可業種について、許可を有しての営業年数が5年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められた場合においては、当該許可を有しての営業年数が5年未満であってもこれを同様に取り扱うことができるものとする。

イ 技術要件

平成18年4月1日から令和3年8月1日までの間に完成検査を受けている、鋼構造の道路橋を自社工場で作製し、架設した工事であるもの（公共工事等に限る。）。ただし、鋼構造の道路橋の製作が可能な自社工場を国内に所有していることを要する。

ウ 配置予定技術者

次に掲げる要件を満たす監理技術者を本件工事の現場に専任で1人以上配置できること。ただし、工場製作期間の技術者と現場施工期間の技術者は同一の者である必要はない。また、架設にかかる監理技術者又は主任技術者については、工場製作のみが行われている期間については専任を要しない（現地における架設工は令和4年9月1日以降を予定している。ただし、架設時期・実施工程については請負者が定め、工事の継続性・品質等に支障がないよう、適切に技術者を配置すること。）。

ア(ア)の業種について建設業法第15条第2号イに該当する者（1級土木施工管理技士等）で監理技術者の資格を有する者であること。

注 (1)～(3)共通

※ ア(ウ)はア(ア)の資格の審査を申請した際に添付した経営事項審査の総合評定値通知書又は審査基準日がこれより後である経営事項審査の総合評定値通知書等による。

※ ア(エ)の資本面及び人事面における関係とは次の場合をいう。

- ・当該受託者の発行済み株式総数の過半数を有するとき。
- ・代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねているとき。

※ この公告の日において広島県の一般競争入札参加資格を認定されていない者であっても、令和2年9月28日付け告示第1026号（令和三年度及び令和四年度において県が発注する建設工事等の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続等）の定めに従って一般競争入札参加資格の認定を申請している場合は、開札の時までに当該一般競争入札参加資格の認定がなされないことを解除条件として、この要件を満たしているものとして取り扱う。

なお、一般競争入札参加資格の認定に関する問合せ先は、次のとおり。

広島県土木建築局建設産業課（広島市中区基町10番52号 電話082-513-3821）

3 入札日程等

(1) 設計図書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

令和3年8月2日から令和3年9月17日までの休日（広島県の休日を定める条例第1条第1項の休日をいう。以下同じ。）を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 閲覧場所

広島県東部総務事務所経理課（福山市三吉町一丁目1番1号）

※ 設計図書は、電子入札システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。

(2) 設計図書の販売日

令和3年8月2日から令和3年8月20日まで

※ 指定店の所在地、休業日等は共通事項3に記載

(3) 設計図書に係る質問

ア 受付日時

令和3年8月2日から令和3年9月8日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

イ 受付場所

広島県東部総務事務所経理課

（福山市三吉町一丁目1番1号 電話084-921-1311 内線2126）

※ 書面を持参により提出すること。

(4) (3)の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

ア 閲覧日時

令和3年8月2日から令和3年9月17日までの休日を除く毎日午前9時から午後4

時30分まで

イ 閲覧場所

(1)イに同じ

※ (3)の質問に対する回答書は、電子入札システムからリンクする入札情報詳細のページにおいても閲覧に供する。

(5) 総合評価に係る技術資料の提出

ア 提出日時

令和3年8月2日から令和3年9月22日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 提出場所・方法等

書面を提出する場合は(3)イに同じ

※ 書面で封筒に封入して郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律〔平成14年法律第99号〕第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうちこれらに準ずるものに限る。以下同じ。）若しくは持参、又は電子入札システムにより入札書と同時に提出すること。ただし、郵送による提出を希望する場合は、事前に(3)イへ電話で連絡すること。

(6) 入札

ア 入札方法

(ア) 代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続を経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者
代表者が電子入札システムを利用して入札。

(イ) (ア)以外の者

郵送又は持参により提出。ただし、郵送による提出を希望する場合は、事前に(3)イへ電話で連絡すること。

なお、電子入札案件に書面で参加する場合は、本公告文の別記に添付の「入札書」を使用すること。

イ 入札日時

令和3年9月21日午前9時から令和3年9月22日午後4時まで

（持参又は電子要領に規定する書面参加を行う場合は令和3年9月21日午後4時30分から令和3年9月22日午前9時までを除く。郵送等による入札は、令和3年9月22日午後4時までに広島県東部総務事務所経理課に必着とする。）

ウ 提出場所

書面入札を行う場合は(3)イに同じ

(7) 開札

ア 開札日時

令和3年9月24日 午前9時30分

イ 開札場所

(3)イに同じ

4 入札参加希望書及び建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書等の提出

- (1) 本件入札に参加を希望する特定建設工事共同企業体は、次により入札参加希望書及び必要な添付資料（以下「入札参加希望書等」という。）を提出すること。

その際あわせて、特定建設工事共同企業体としての入札参加資格の審査を申請すること。

ア 提出期間

令和3年8月2日から令和3年8月17日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 提出方法

- (ア) 代表者が電子入札システムの利用登録者（電子要領で定める手続を経て書面参加を行うこととした者を除く。）である者

代表者が電子入札システムを利用して提出。ただし、添付資料のうち書面又はその内容を記録した電子媒体によって提出すべきものは、媒体提出通知書の写し（書面）とともに持参により提出。

- (イ) (ア)以外の者

郵送又は持参により提出。ただし、郵送による提出を希望する場合は、事前に3(3)イへ電話で連絡すること。

ウ 持参の場合の提出場所

3(3)イに同じ

- (2) 特定建設工事共同企業体結成及び入札参加希望書等の様式は、広島県の調達情報のホームページ (<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp/>) - 「様式集」 - 「入札・資格関係様式」 - 「特定建設工事共同企業体取扱要綱関係」及び「一般競争入札（事前審査型）」からダウンロードできる。

5 入札参加資格の確認結果の通知

特定建設工事共同企業体としての入札参加資格の適否を確認したときは、その確認結果を令和3年8月27日までに代表者に通知する。

なお、電子入札者に対しては、電子入札システムを使用して送付するものとする。

6 工事費内訳書（共通事項2）

共通事項2に記載のとおり、県が定める【様式1】工事費内訳書（表紙）、【様式2】「工事費の内訳」及び「下請負人及び見積額」、【様式3】「労務賃金調書」について記入して提出すること。

工事費内訳書（様式）は、広島県の調達情報のホームページからダウンロードできる。

<https://chotatsu.pref.hiroshima.lg.jp>

トップページ>様式集

7 入札保証金

本件入札に参加を希望する者は、公告共通事項の21に従って入札保証金を納付し、次のとおり入札保証に関する提出書及び必要な添付書類を提出すること。

(1) 提出期間

入札参加資格の確認結果の通知日の翌日から令和3年9月22日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時まで

(2) 提出方法

郵送又は持参による。ただし、郵送等による場合は、(1)の期限までに必着することとする。

(3) 提出場所

3(3)イに同じ

(4) 保証期間等

銀行等の保証の場合の保証期間又は入札保証保険契約の場合の保険期間は、当該書類の提出日から令和3年12月24日までを含むものとする。

8 入札説明書

(1) 交付期間

令和3年8月2日から令和3年8月17日までの休日を除く毎日午前9時から午後4時30分まで

(2) 交付場所

3(3)イに同じ

9 問合せ先

(1) 工事に関する問合せ先

広島県東部建設事務所福山幹線道路建設事業課

(福山市三吉町一丁目1番1号 電話084-921-1311 内線2650)

(2) 入札に関する問合せ先

広島県東部総務事務所経理課

(福山市三吉町一丁目1番1号 電話084-921-1311 内線2126)

10 Summary

(1) Subject matter of the contract: Road Bridge construction of Fukuyama Numakuma line

(2) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification: 4:00 pm 17 August 2021

(3) Time-limit for the submission of tenders: 4:00 pm 22 September 2021
(tenders submitted by mail: 4:00 pm 22 September 2021)

(4) Contact point for tender documentation:

- Fukuyama Artery Road Construction Division, Eastern Office of Construction,
Hiroshima Prefectural Government

1-1-1 Miyoshi-Chou Fukuyama City 720-8511 Japan

TEL. 084-921-1311 Ext.2650

- Accounting Division, Eastern Office of General Affairs, Hiroshima Prefectural
Government

1-1-1 Miyoshi-Chou Fukuyama City 720-8511 Japan

TEL. 084-921-1311 Ext.2126